



# 鳥取県公報

平成 25 年 11 月 5 日 (火)  
第 8 5 4 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (791・792) (経済産業総室) . . . . . 2
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (793) (会計指導課) . . . . . 4
	氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部の決定 (794) (東部生活環境事務所) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (795) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (796) (〃) . . . . . 4
	土地改良区の役員の就退任 (797) (西部総合事務所農林局) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (798) (東部福祉保健事務所) . . . . . 6
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (799) (〃) . . . . . 7
	指定一般相談支援事業者の指定 (800) (〃) . . . . . 7
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定 (教育委員会事務局家庭・地域教育課) . . . . . 7
	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (技術企画課) . . . . . 8
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (総務課) . . . . . 9
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 9
	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 12

# 告 示

## 鳥取県告示第791号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアウェルネス角盤店・a uショップ米子  
米子市角盤町三丁目84外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ウェルネス湖北 代表取締役 村上 正一 鳥根県松江市乃白町511  
西日本モバイル株式会社 代表取締役 三枝 達実 神奈川県相模原市中央区横山一丁目1-1
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役 村上 正一 鳥根県松江市西津田二丁目8-20  
西日本モバイル株式会社 代表取締役 三枝 達実 神奈川県相模原市中央区横山一丁目1-1  
変更後 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役 村上 正一 鳥根県松江市乃白町511  
西日本モバイル株式会社 代表取締役 三枝 達実 神奈川県相模原市中央区横山一丁目1-1
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役 村上 正一 鳥根県松江市西津田二丁目8-20  
西日本モバイル株式会社 代表取締役 三枝 達実 神奈川県相模原市中央区横山一丁目1-1  
変更後 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役 村上 正一 鳥根県松江市乃白町511  
西日本モバイル株式会社 代表取締役 三枝 達実 神奈川県相模原市中央区横山一丁目1-1
- 4 変更年月日  
平成25年9月30日
- 5 変更する理由  
大規模小売店舗設置者及び小売業者の本社移転のため
- 6 届出年月日  
平成25年10月18日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間  
平成25年11月5日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局  
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 10 意見書の提出  
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の

保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

### 鳥取県告示第792号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
100満ボルト米子店  
米子市新開二丁目1321-1、1322-1、1322-2、1323、1325-1、1326-4、1327-2、1327-3、1327-4、1328、1329及び1330-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2-3  
変更後 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2-3  
変更後 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601
- 4 変更年月日  
平成25年8月31日
- 5 変更する理由  
土地区画整理事業に伴う住所表示変更のため
- 6 届出年月日  
平成25年10月25日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間  
平成25年11月5日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局  
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 10 意見書の提出  
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第793号**

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成25年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
465	株式会社鳥取銀行 中山出張所	所在地	西伯郡大山町下甲267 － 2	西伯郡大山町御来屋 128－ 6（名和支店内）	平成25年11月 5日
531	株式会社鳥取銀行 三朝出張所	〃	東伯郡三朝町三朝779 － 1	倉吉市上井町 1－200 （倉吉中央支店内）	〃

**鳥取県告示第794号**

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県東部生活環境事務所生活安全課及び若桜町産業観光課に備え置いて縦覧する。

平成25年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

公園事業の名称	区間又は位置		公園事業の内容
氷ノ山仙谷登山線（歩道）事業	起点	八頭郡若桜町（仙谷登山線歩道分岐点）	標識の整備等
	終点	八頭郡若桜町（氷ノ山縦走線合流点）	

**鳥取県告示第795号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年11月5日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	短期入所生活介護 施設みなと幸朋苑	境港市上道町2053 － 6	平成25年11月1日	短期入所生活介護

**鳥取県告示第796号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年11月5日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	短期入所生活介護施設みなと幸朋苑	境港市上道町2053-6	平成25年11月1日	介護予防短期入所生活介護

**鳥取県告示第797号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり中山町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年11月5日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	渡 辺 博 幸	西伯郡大山町束積103
〃	野 口 歳 昭	西伯郡大山町田中100
〃	山 本 孝 幸	西伯郡大山町御崎356
〃	村 川 巧	西伯郡大山町田中761-1
〃	西 川 海 仁	西伯郡大山町赤坂336-2
〃	柏 尾 清 孝	西伯郡大山町塩津700
〃	高 見 尚 文	西伯郡大山町岡520
〃	尾 古 博 文	西伯郡大山町羽田井187
〃	田 總 啓 五	西伯郡大山町羽田井158-1
〃	野 口 昌 作	西伯郡大山町八重156
〃	金 平 收	西伯郡大山町樋口128
〃	松 信 裕 允	西伯郡大山町石井垣208
〃	井 上 重 行	西伯郡大山町潮音寺133
〃	江 原 率 雄	西伯郡大山町栄田325
〃	手 嶋 浩	西伯郡大山町田中507-1
〃	澤 田 正 己	西伯郡大山町田中1025-26
〃	原 田 茂	西伯郡大山町田中1025-30
〃	西 村 暁	西伯郡大山町御崎92
〃	渡 辺 輝 幸	西伯郡大山町下甲434
〃	田 中 幸 夫	東伯郡琴浦町大字梅田150
〃	野 口 省 三	西伯郡大山町殿河内478-3
〃	天 島 昭 治	西伯郡大山町下市135-2
〃	高 見 達 雄	西伯郡大山町塩津113
〃	白 井 壽 雄	西伯郡大山町下市36-1
〃	橋 井 隆 司	西伯郡大山町松河原117
監 事	田 中 祥 二	西伯郡大山町赤坂413
〃	田 内 利 長	西伯郡大山町束積57
〃	圓 岡 重 利	西伯郡大山町下甲337-1

平成25年10月15日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 尾 古 礼 隆 西伯郡大山町羽田井179  
 " 池 信 宣 篤 西伯郡大山町羽田井167  
 " 籠 津 博 元 西伯郡大山町石井垣198  
 " 江 原 宏 昭 西伯郡大山町栄田313  
 " 中 川 博 西伯郡大山町田中507-1  
 " 河 端 利 生 西伯郡大山町田中812  
 " 田 宮 日佐良 西伯郡大山町塩津702  
 " 藤 井 元 之 西伯郡大山町下市279  
 " 河 崎 博 光 西伯郡大山町松河原301  
 " 渡 辺 博 幸 西伯郡大山町束積103  
 " 野 口 昌 作 西伯郡大山町八重156  
 " 金 平 收 西伯郡大山町樋口128  
 " 井 上 重 行 西伯郡大山町潮音寺133  
 " 手 嶋 浩 西伯郡大山町田中507-1  
 " 野 口 歳 昭 西伯郡大山町田中100  
 " 原 田 茂 西伯郡大山町田中1025-30  
 " 西 村 暁 西伯郡大山町御崎92  
 " 山 本 孝 幸 西伯郡大山町御崎356  
 " 渡 辺 輝 幸 西伯郡大山町下甲434  
 " 西 川 海 仁 西伯郡大山町赤坂336-2  
 " 田 中 幸 夫 東伯郡琴浦町大字梅田150  
 " 野 口 省 三 西伯郡大山町殿河内478-3  
 " 天 島 昭 治 西伯郡大山町下市135-2  
 " 高 見 達 雄 西伯郡大山町塩津113  
 " 高 見 尚 文 西伯郡大山町岡520  
 監 事 圓 岡 重 利 西伯郡大山町下甲337-1  
 " 田 中 祥 二 西伯郡大山町赤坂413  
 " 田 内 利 長 西伯郡大山町束積57

平成25年10月16日就任 任期4年

## 鳥取県告示第798号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年11月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
今宮歯科クリニック	今宮歯科クリニック	鳥取市湖山町北六丁目330-16	平成25年10月25日	平成25年11月1日	居宅療養管理指導

**鳥取県告示第799号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年11月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
今宮歯科クリニック	今宮歯科クリニック	鳥取市湖山町北六丁目330-16	平成25年10月25日	平成25年11月1日	介護予防居宅療養管理指導

**鳥取県告示第800号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年11月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地	地域相談支援の種類	指定年月日
NPO法人就労支援センター和貴の郷	鳥取市河原町長瀬61-11	指定相談事業所和貴の郷	鳥取市河原町長瀬61-11	地域移行支援、地域定着支援	平成25年10月28日

**公 告**

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月5日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立生涯学習センター	公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 井上 善弘 鳥取市源太12	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成25年11月5日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称  
鳥取県
- 2 事業の種類  
二級河川阿弥陀川砂防災害復旧工事（鳥取県西伯郡大山町坊領地内及び同町豊房地内）及びこれに伴う附帯工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日  
平成25年10月28日
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
西伯郡 大山町 坊領字 立岩ノ 下	1053	山林	原野	3,699.00	3,132.08	(収用)	別記 のと おり	別記の とおり	なし	なし
						55.88				
						32.82				
	10.97									
	(使用)									
	343.22									
267.06										
1058-1	山林	原野	11.00	1,629.59	(収用)	なし	なし	なし	なし	
					4.96					
1060-1	山林	原野	1,536.00	1,388.36	(収用)	なし	なし	なし	なし	
					なし					
						(使用)				
						133.78				

別記

馬田 悦子 西伯郡大山町坊領 293-3

ただし、登記簿氏名及び住所

伊集 悦子 西伯郡大山町坊領 289

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 11 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量  | ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託 一式                           |
| 2 契 約 方 式          | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成 25 年 9 月 26 日   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 日本環境安全事業株式会社<br>福岡県北九州市若松区響町一丁目 62-24                    |
| 5 契 約 金 額          | 70,207,200 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                           |
| 6 随意契約による理由        | 特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。（政令第 10 条第 1 項第 1 号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部総務課<br>鳥取市東町一丁目 220                                |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 11 月 5 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- 調達内容
  - 件名及び数量  
注射薬払出システム 一式
  - 調達物品の仕様等  
入札説明書による。
  - 納入場所  
倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院
  - 納入期限  
平成 26 年 3 月 26 日（水）
  - 入札書の記載方法  
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。
- 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25年11月5日（火）から同年12月16日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成25年11月5日（火）から同年12月16日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業務区分が医療・理化学機類であること。

なお、当該業務区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年11月19日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院管財課

### 4 入札手続等

- (1) 調達案件の仕様及び入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院管財課

電話 0858-22-8181（内線2222）

電子メールアドレス kouseibyouin@pref.tottori.jp

- (2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、平成25年11月5日（火）から同月19日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成25年11月5日（火）から同月19日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によるものとする。

- (5) 入札及び開札日時及び場所

ア 日時

平成25年12月16日（月）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

イ 場所

鳥取県立厚生病院第 3 会議室（外来中央診療棟 5 階）（ただし、郵便等による入札書の送付先は、（1）のとおりとする。）

#### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の（1）の場所に平成 25 年 11 月 26 日（火）午後 5 時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号）第 17 条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

##### (2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに財務規程、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 契約書作成の要否

要

##### (4) この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Automatic injection drugdispensing System, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM 26, November, 2013

(3) Date and time for the submission of tenders : 2 : 00 PM 16, December, 2013

Deadline for the submission of tender by registered mail : 12 : 00 AM 16, December, 2013

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural

Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan  
TEL : 0858-22-8181

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月5日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 平 野 公 二

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務の期間

平成25年12月25日から平成26年2月11日まで

### (4) 履行場所

落札者が所有し、又は借り受けているドライドック（乾船渠<sup>きょ</sup>）

### (5) 入札書の記載方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が車輛・船舶及び航空類の船舶部品及び修理であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年11月15日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

### (3) 平成25年11月5日（火）から同年12月16日（月）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。

### (5) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第2号の中間検査の確実な受検の体制が整備されている者であること。

### (6) 平成10年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

## (2) 競争入札参加資格者の審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

## (3) 入札説明書等の交付方法

## ア 交付期間及び交付時間

平成25年11月5日（火）から同月15日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月18日（月）の午前9時から正午までとする。

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (4) 入札説明会の日時及び場所

平成25年12月9日（月）午後1時30分

鳥取県立境港総合技術高等学校

## (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (6) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

平成25年12月16日（月）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月13日（金）午後5時までとする。）

## イ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年11月25日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれ

がないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and repair II mid-term inspection of the training vessel Wakatori maru 1 set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM. 25, November, 2013

(3) Time-limit for submission of tenders : 1 : 30 PM. 16, December, 2013

Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM. 13, December, 2013

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School 925 Takenouchi-cho Sakaiminato-shi 684-0043 Japan

TEL : 0859-45-0411